

市への意見・要望（令和5年6月分）

（令和5年6月1日～30日受付分）

受付日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
6/9	災害時の避難について	<p>災害時の避難(場)所についてお尋ねいたします。</p> <p>「防災ガイドブック、P42」によりますと、「切迫した災害の危険から一時的に逃げるための場所」を「避難場所」とし、川北地区では「大和川・石川氾濫時」は「府営住宅 藤井寺川北」です。</p> <p>一方、「一定期間滞在し、生活するための施設」を「避難所」とし、川北地区では「風水害」時は「府立藤井寺支援学校」となっています。</p> <p>文言から察すると、大雨で大和川が氾濫する恐れがあれば、先ず「府営住宅」に避難し、その氾濫が長期化すると見込まれたときは「支援学校」に滞在する、ということだと思うのですが、私は現実的にこの避難方法は著しく危険だと考えます。</p> <p>多分建物が高いという理由で府営住宅を避難場所に指定されたのでしょうか、川北地区の南東角にある府営住宅は大和川沿いにあるため、住民の避難は氾濫の恐れがある川に向かうことになり、その上川の流れにも逆らう(下流から上流へ向かう)こととなります。また、川が氾濫してその状態が長期化するときには、氾濫している川沿いの府営住宅から川北地区の北端にある支援学校まで移動することになり、極めて危険です。川北地区の場合は、「避難場所」及び「避難所」は共に「支援学校」でいいのではないのでしょうか。</p> <p>検討していただければ、ありがたいです。</p>	<p>「府営住宅藤井寺川北」と「藤井寺支援学校」についてですが、府営住宅は、「より切迫した」災害の危険から逃げるための一時避難場所としての利用を想定しています。たとえば、川が氾濫寸前で身の危険が差し迫っているといった状況で、逃げ遅れた方や支援学校への避難が間に合わない方などが、一時的に退避していただける場所として、指定緊急避難場所に指定しています。</p> <p>市が「高齢者等避難」や「避難指示」を発令した時点では、避難していただく時間はあるかと思われますので、支援学校へ直接避難していただければと思います。</p> <p>防災ガイドブックについては、いただいたご意見も踏まえ、今後も市民の皆さまにわかりやすくお伝えできるよう検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>	危機管理室